



4月1日から市民会館の愛称が「NTNシティホール」へ

市では公共施設において、市民サービスの向上や財源確保だけでなく、地域に根ざした企業と一緒にまちを育てていきたいという思いを込めて、ネーミングライツの導入を進めています。このたび、市民会館のネーミングライツ・パートナー企業としてNTN株式会社桑名製作所に決定し、市役所で調印式が行われました。4月から市民会館の愛称が「NTNシティホール」になります。

●ネーミングライツ（命名権）とは

市の施設に企業名などの愛称を付与することです。スポンサーとなった企業は企業のPRとなり、市は財源の確保ができます。市では、このほか「桑名市総合運動公園」が「NTN総合運動公園」になっています。

●愛称

桑名市民会館の愛称は「NTNシティホール(NTN City Hall)」となります。

●期間と費用

平成29年4月1日から5年間で、年額50万円の総額250万円が市の財源となります。

●ネーミングライツ・パートナー企業

NTN株式会社桑名製作所（大字東方2454）

●ネーミングライツ・パートナー企業により実施される市民サービス

- 市民会館周辺の清掃活動（年2回実施）
- 市民参加の創業100周年記念行事
- 自然エネルギーについての学習会の開催

ネーミングライツの導入により、市民会館は新しい愛称を使用することになりますが、これまで以上に市民の皆さんに親しまれる施設として、更なる魅力の向上に努めていきます。

なお、市民会館で行う催事のポスター・チラシの印刷物は「NTNシティホール（桑名市民会館）」となります。

問 市民会館（☎ 22 - 8511 FAX 22 - 8510）へ。



1月31日(火)に市役所で桑名市民会館ネーミングライツ・パートナー契約調印式が行われました。

医療機関の適正受診にご協力ください

入院を伴わないような比較的軽度な病気やけがの場合は、行きつけの診療所やクリニックなどの「かかりつけ医」に相談しましょう。

近年「昼間は病院が混んでいるから」、「平日は忙しいから」などの理由で、緊急性がないにも関わらず、休日や夜間に救急医療機関を受診する、いわゆる「コンビニ受診」が増えています。

このため、救急医療機関が混み合い、緊急性の高い重症患者の治療に支障をきたすことがあります。また、救急医療に携わる医師や看護師などの医療スタッフの負担が大きくなり、地域の救急医療体制の維持が出来なくなるおそれがあります。

かかりつけ医を持ちましょう

病気になったとき、日ごろの健康に不安を感じたときに相談できる身近な『かかりつけ医』を持ちましょう。

身体の異変が突然発生した場合でも、適切な専門医や病院を紹介してもらえるので安心です。

重複受診はやめましょう

同様の症状または病気で複数の医療機関を受診するのは控えましょう。

医療費を増やしてしまうだけでなく、重複する検査や投薬により、かえって体に悪影響を与えてしまう恐れがあります。

今受けている治療に不安があるときは、そのことを医師に伝え、話し合ってみましょう。

薬のもらいすぎに注意しましょう

薬は用量・用法を守って服用しましょう。

守らずに服用すると体に悪影響を与えてしまう恐れがあります。また、薬の飲み合わせによっては、副作用が生じることがあります。『お薬手帳』を活用し、処方されている薬を医師や薬剤師に伝え、薬の重複や飲み合わせを確認してもらいましょう。

救急の場合を除き、平日の受診時間内に受診しましょう

休日や夜間の救急医療機関は、緊急事態に備えるためのもので少人数体制で行われています。

安易な利用は、緊急性の高い患者の治療に支障をきたすことがあります。

また、休日や夜間の受診は割増料金がかかります。平日の診療時間内に受診できないか、もう一度考えてみましょう。

救急車の適正利用をお願いします

軽い症状でも救急車を利用する人が多くなると、本当に必要な人へ速やかに救急車を出動させることができなくなります。

大切な命を救うため、緊急性があり、本当に必要なときに救急車を利用しましょう。

ただし、いつもと違う場合や事故の状況から、急いで病院に連れて行ったほうがよいと思ったときは、迷わず「119番」通報してください。



◇◇◇ 土曜・日曜・祝日に病気になったら ◇◇◇

日曜・祝日・年末年始の昼間や土曜夜間に急病になった場合

桑名市応急診療所

応急診療所は「かかりつけ医」や近隣の医療機関が休診の日曜・祝日・年末年始の昼間や土曜夜間に、急病になった場合に受診する機関です。(→ 15 ページをご覧ください。)

受診の際には下記のことにご注意ください。

- 診療科目は内科・小児科です。
- 内科・小児科以外の診療については、救急医療情報センター (☎ 23-1199) で診療可能な医療機関を案内しています。
- 原則、お渡しする薬は1日分です。
- 診療を受けた翌日は「かかりつけ医」の診察を受けてください。
- 専門的な診療や検査が必要な場合、二次救急医療機関の受診をお願いする場合があります。

診療の際に必要なもの

- 健康保険証
- 各医療受給者証 (お持ちの人)



日曜・祝日・年末年始の夜間に急病になった場合

救急医療情報

毎月、広報くわなの「すこやかに暮らす」の救急医療のコーナーでお知らせしています。(→ 15 ページをご覧ください。)

医療相談

- くわな健康・医療ダイヤル 24
フリーダイヤル (無料)
☎ 0120 - 149 - 107
毎日 24 時間利用できます。
- みえ子ども医療ダイヤル
(医療関係の専門相談員が電話相談に応じます)
☎ # 8000
(ダイヤル式電話の場合 ☎ 059 - 232 - 9955)
毎日午後 7 時 30 分～翌朝 8 時

問 地域医療課 (☎ 24 - 0562 FAX 24 - 3032) へ。